

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成 20 年 2 月 29 日

釜石地方振興局長 海 野 伸

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社デンコードー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーデンコードー釜石店 釜石市鈴子町 35 番 1 ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗の名称
- (4) 変更の年月日 平成 19 年 11 月 15 日
- (5) 変更の理由 店舗名称の変更による

2 届出年月日 平成 20 年 2 月 18 日

3 縦覧場所 釜石地方振興局企画総務部及び釜石市役所